

給水装置工事の申込から完成までの手続き



湯河原町水道課

1 給水装置工事

1-1 用語の定義

- 1 湯河原町水道事業者は、湯河原町長をいう。
- 2 指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）とは、水道法第16条の2第1項により湯河原町の指定を受けた給水装置工事事業者をいう。
- 3 配水管とは、需要者に水道水を供給するために湯河原町が所有する水道管をいう。
- 4 給水装置とは、配水管から分けられた給水管と、これに直結する給水用具とで構成する設備をいう。
- 5 専用給水装置とは、1戸または1箇所において専用で使用する給水装置をいう。
- 6 私設消火栓とは、水道法（昭和32年法律第177号）第24条第1項の消火栓以外の消防または消防演習用に使用する給水装置をいう。

1-2 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- 1 新設工事
給水装置の無いところに、新たに給水装置を整備する工事をいう。
- 2 変更工事
給水装置の原形を変える工事で、給水装置の管種、口径、位置及び水栓等を変更することを目的とする工事をいう。
- 3 増設工事
既設の給水装置は変えずに、水栓等を増設する工事をいう。
- 4 撤去工事
既設の給水装置を取り除く工事をいう。
- 5 修繕工事
給水装置の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

1-3 指定工事事業者の施工

給水装置工事は、指定工事事業者が施行する。

2 給水装置工事の手続き

2-1 工事の申込み

1 申込者からの給水装置の新設、変更、増設、修繕及び撤去の依頼があった場合、指定工事業者は、専用（共用）給水装置（新設・変更・増設・撤去）工事申込書（以下「工事申込書」という。）と、給水装置工事施行書及び必要な関係図書を整えて湯河原町長に申込み、審査を受け、施工の承認を受けてから給水装置工事を施行しなければならない。

(1) 工事申込書及び給水工事施行書の様式は、湯河原町水道事業給水条例施行規定第2条に定める様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(2) 給水装置工事の申込から完成までの一般的な処理方法は図-1のとおりである。

2 工事申込書の受付及び審査等は、湯河原町水道課で行う。

(1) 工事申込書及び給水工事施行書

○工事の種類について、新設、変更、増設、撤去の別

○申込者について、住所・氏名

○給水装置設置場所について、設置場所並びに位置図

○使用者について、氏名・世帯人員・職業

○水栓数・予算額・取り出し管について、給水工事施行書との整合性

○近隣水圧

○用途について、一般（住宅、共同住宅）、営業用、臨時、その他

○工事施行業者名について、指定工事業者の確認

○権利者の承諾について、土地所有者、家屋所有者及び支管分岐の承諾

○誓約書

○図面について、給水方式、本管・給水管の管種と口径、量水器位置等

(2) 関係書類

○位置図

○建築確認済書

○道路占用掘削等許可書（道路掘削等）

○河川占用等許可書（河川添架等）

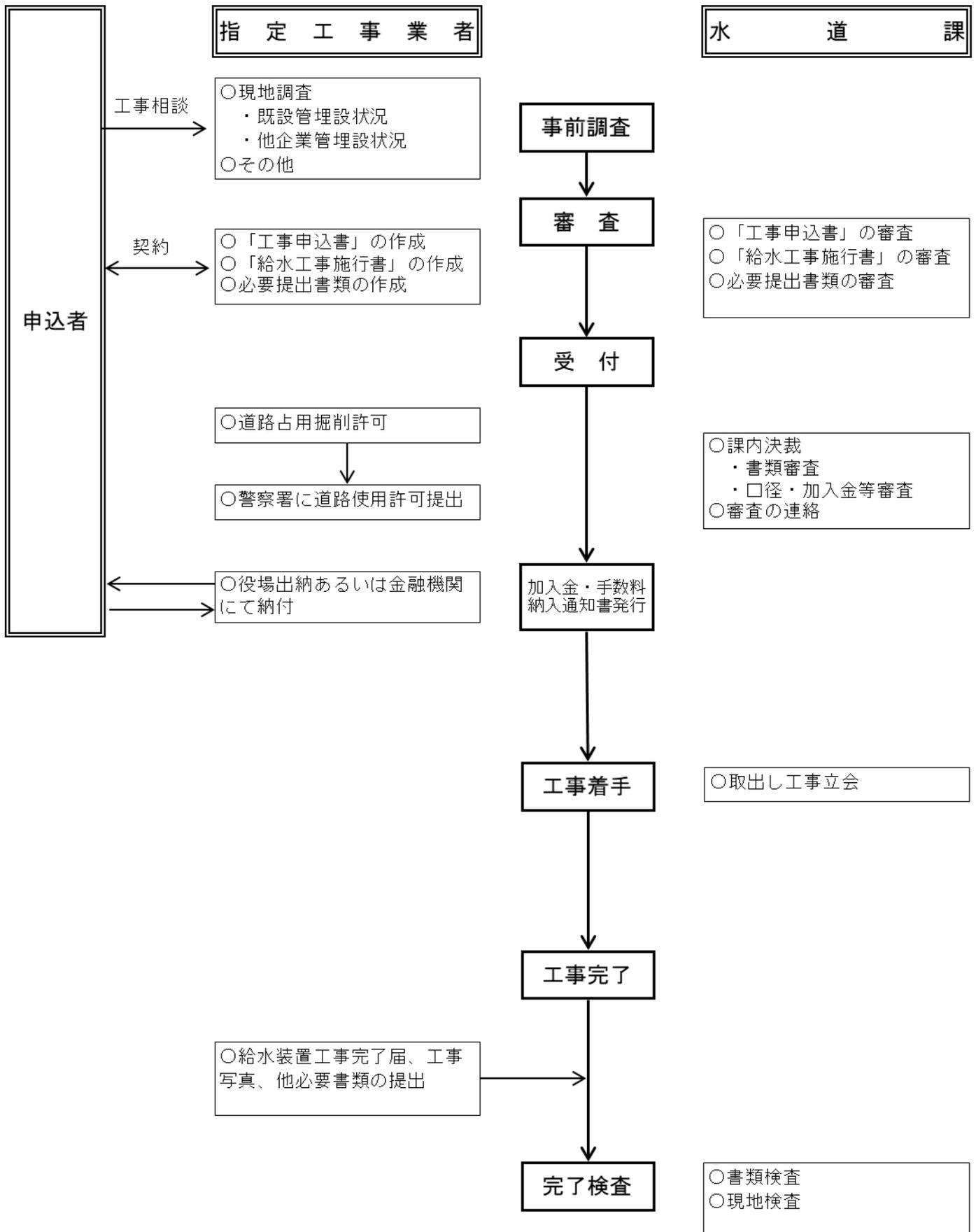
○住民票（水道利用加入金減免）

○一日の給水需要量計算書

○誓約書等（3階建以上の直結式給水等）

○その他

図-1 給水装置工事のフローチャート



2-2 施工承認及び承認後の手続き

施工が承認された後の指定工事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の行う手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本管から分岐するとき、あるいは分水止をするときは、主任技術者は、施工する前に水道課に連絡し、必ず立ち会いを求めてください。
- (2) 施工完了後は、水圧試験（1.75 MPa 30秒以上）を実施し、給水装置工事完了届を提出してください。また完了検査の申込みを所定の用紙に記入してください。
- (3) 給水装置工事完了届提出に際しては、裏面に加入金、手数料の原符（領収書）を添付してください。また水圧試験の写真を添付してください。
- (4) 給水装置工事完了検査は、毎週火曜日午後 1時30分から実施します。割込み、臨時、飛び込み検査は、行いません。火曜日が祝祭日の場合は、翌日に検査します。
- (5) 給水装置の図面に変更があった場合は、検査前に修正してください。
- (6) 給水装置完了検査は、主任技術者が立ち会ってください。
- (7) 量水器等は、給水装置完了検査時に支給します。
- (8) 承認を受けた給水装置工事を変更又は取消すときは、指定工事業者は速やかに給水装置工事変更、取消届を提出してください。

2-3 給水工事施行書の記載

1 申込者欄について

- (1) 申込者は、給水装置の所有者となるもの。
- (2) 申込者が個人の場合は、氏名を記入すること。
- (3) 申込者が法人の場合は、社名及び代表者名を記入すること。
- (4) 住所は、申込者の現住所を記入すること。
- (5) 設置場所は、給水装置を設置する住所で、地番が2以上ある時は、代表地番を記入すること。
- (6) 使用者は、給水装置の使用者となるものの氏名を記入すること。
- (7) 用途は、一般・営業用・臨時のいずれかを○で囲むこと。

2 指定工事業者欄について

- (1) 指定工事業者名及び代表者名を記入すること。
- (2) 担当する主任技術者名を記入すること。
- (3) 指定番号は、湯河原町指定給水装置工事事業者の指定番号を記入すること。

3 使用区分欄について

- (1) 職業は、使用者の職業を記入すること。
- (2) 人口は、使用世帯人員の人数を記入すること。
- (3) 栓数は、設置する水栓数を記入すること。
- (4) 浴槽は、浴槽数を記入すること。一般家庭用の浴槽を小とする。
- (5) 私設消火栓は、建物の内外の設置数を記入すること。

4 承諾書欄について

- (1) 土地使用は、その所有者の承諾を得たうえで氏名を記入すること。
- (2) 家屋使用は、その所有者の承諾を得たうえで氏名を記入すること。
- (3) 支管分岐は、共有管（共同負担で布設した管）から分岐する場合は、その代表者の承諾を受けること。また、分岐管（私有管から分岐の承諾を受けて分岐した給水管）から分岐する場合は、両方の所有者から承諾を受けること。いずれの場合も承諾者の氏名を記入すること。

5 町負担分欄について

町が負担する材料の設計数量を記入すること。

6 申込者負担分欄について

給水装置工事の係る材料費及び工事費の設計金額を費目ごとに記入すること。

7 誓約書について

- (1) 申込者が個人の場合は、氏名を記入すること。
- (2) 申込者が法人の場合は、社名及び代表者名を記入すること。

8 その他の欄について

特殊事情（給水方式、共同住宅等）等を記入すること。

2-4 図面作成

平面図、立体図及び分岐図は、統一された線、文字、記号により表現し、誰がみても容易に給水装置の実態を知ることができるものでなくてはならない。

1 用紙

- (1) 給水工事施行書は、指定用紙を使用すること。
- (2) 自己用紙を使う場合は、指定の用紙と同等のものを使用すること。
- (3) 指定用紙に収まらない場合は、上質紙（サイズは、A3までとする。）を別に使用すること。

2 縮尺

適当な縮尺で要領よく見やすく書くこと。

3 線及び文字

- (1) 新設の給水装置は、赤の実線で書くこと。
- (2) 既設給水管は、黒の実線で書くこと。
- (3) 撤去給水管は、実線の上にハッチを記入のこと。
- (4) 配水管は、一点鎖線で書くこと。

4 給水装置の記号

記号は、次のとおりとする。

(1) 弁類等の記号

名称	仕切弁	青銅仕切弁 スリッパ [°] ルブ [°]	止水栓	逆止弁
図示記号				
名称	量水器	空気弁	消火栓	
図示記号				

(2) 給水栓類の記号

区 分	平 面 図		
名 称	一般器具	直結器具	混合栓
図示記号			

区 分	立 面 図				
名 称	一般器具	直結器具	混合栓	シャワーヘッド [°]	ホ [°] ールタップ [°]
図示記号					

(3) 受水槽等の記号

名 称	受水槽	高置水槽	ポンプ	集中検針装置
図示記号				

※ (1)～(3)以外の記号を使用する場合は、名称を記入すること。

5 寸法

- (1) 口径の単位はミリメートル (mm)、延長の単位はメートル (m) とすること。
- (2) 延長は小数点以下 1 位まで記入すること。

6 平面図

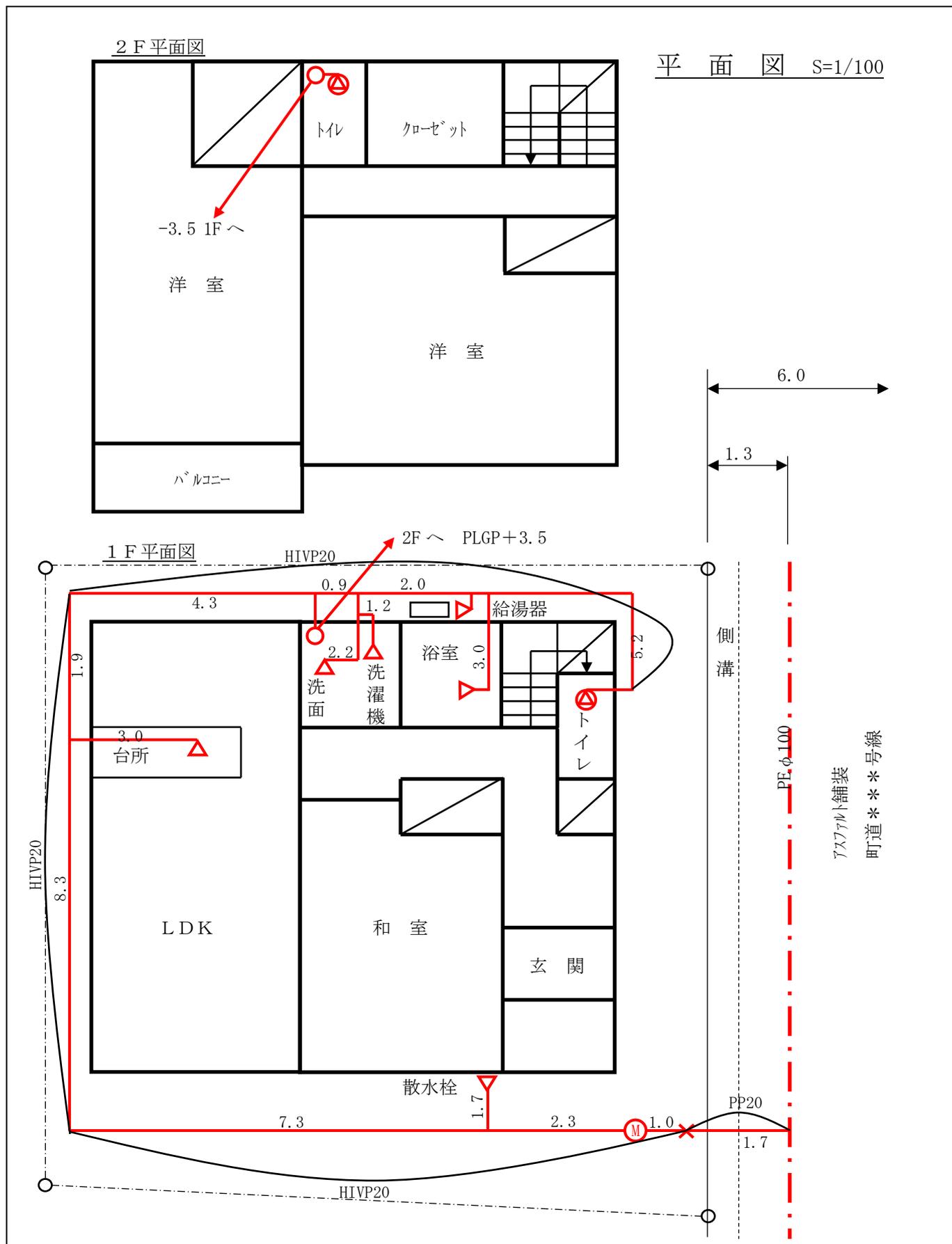
- (1) 給水装置の設置状況が分かるように、次の事項を記入すること。
 - ア 公道・私道の別（公道の場合は道路名、私道の場合は所有者名）
 - イ 道路幅員
 - ウ 舗装種別
 - エ 水道メーター、止水栓の位置
 - オ 既設配水管の占用位置
 - カ 既設配水管の管種、口径
 - キ 当該家屋の間取り、名称
 - ク 給水管の布設位置
 - ケ 隣接地との境界
- (2) 局部的に説明を加える必要がある場合には、詳細図を別に書くこと。
- (3) 本管からの給水装置の取出し位置のオフセットは、検査時に平面図に記入すること。
- (4) 一般住宅の新設管は、管種、口径、寸法を平面図に記入すること。
- (5) 直結器具等を設置するときは、設置するものの種類を記入すること。

7 立面図

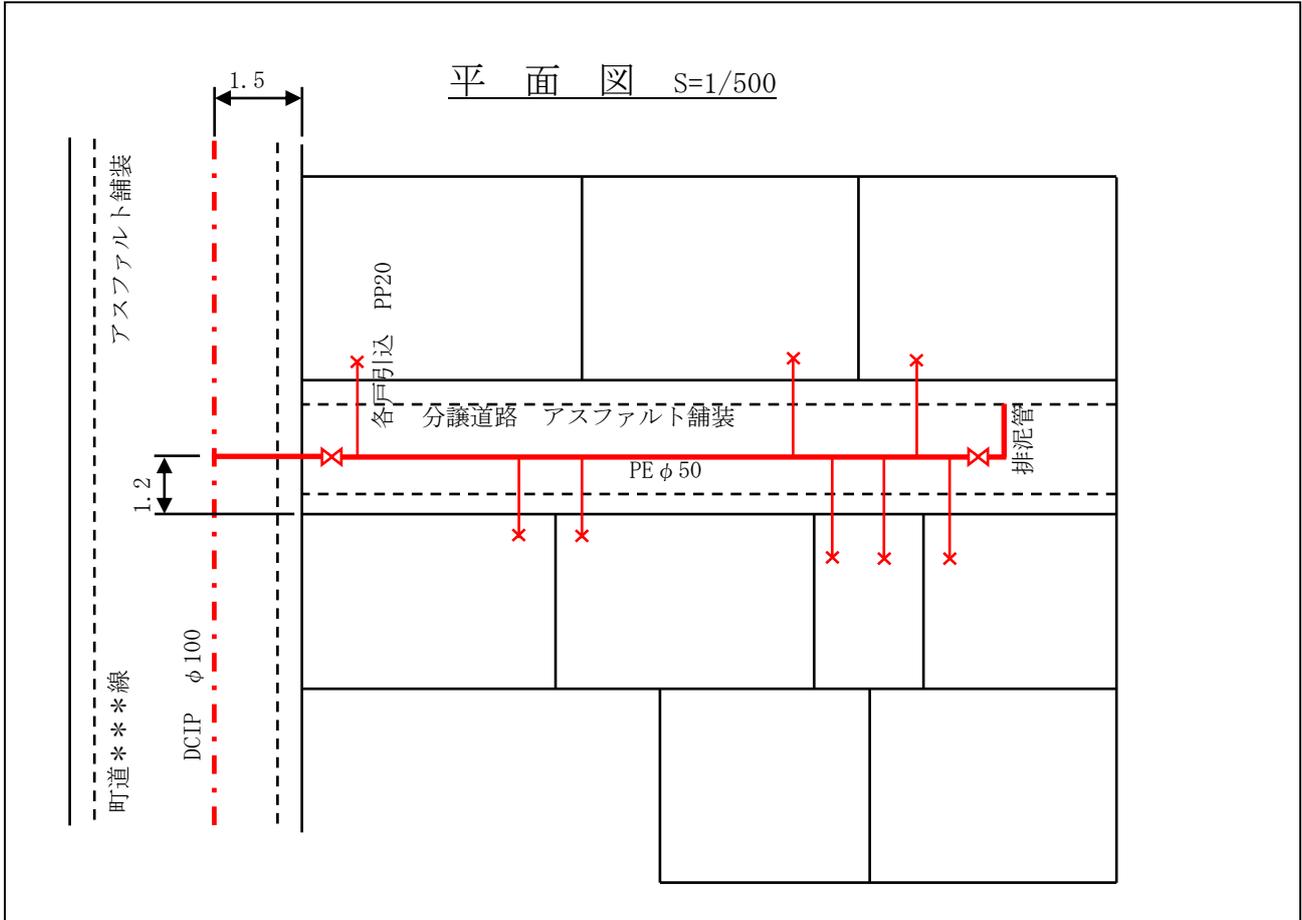
- (1) 立面図は、縮尺に関係なく給水装置の全体が分かるように、本管に対して概ね45度の傾斜角度で書くこと。
- (2) 立面図は、管種、口径、延長、記号及び名称等をできるだけ詳細に記入すること。
- (3) 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を書くこと。
- (4) 一般住宅（特殊な場合を除く。）においては、立面図を省略できる。

※ 一般住宅とは、専用住宅、共同住宅及び店舗内に水栓の無い店舗併用住宅をいう。また一般住宅の特殊な場合とは、複雑な立ち上がり等で平面図で判読ができないときをいう。

図-2 一般平面図



図－3 分譲地布設管図面



- ※1 各戸分岐は、サドル付分水栓で行うこと。
- 2 排泥管を管末に取り付けること。
- 3 土被りは、指定の深さとすること。
- 4 施工図面には、断面図を記入し、他事業者の占用位置も記入すること。
- 5 維持管理（譲渡しない場合）は、共有管所有者で行うこととなるので、管理者を明確にしておくこと。

2-5 図面修正

給水工事施行書に記入した器具の取付位置、管種、管の延長等に変更が生じた場合には、原則として図面の訂正をすること。やむをえず全面的に訂正する場合は、新たな図面を提出し、給水装置施行書の元図面と差し替えること。

3 水道メーターの設置

1 水道メーターは、次の条件を複数満たす場所に設置すること。

- (1) 維持管理上支障がなく、検針、開閉栓及び取替作業に支障のない場所。
- (2) 道路と宅地の境界から1 m以内の場所。(玄関方面に取り付けること。)
- (3) メーターボックス及びボックス内の配管が水平となり、点検に便利で泥砂等の侵入しない場所。
- (4) 水撃作用の最も少ない場所。(通常使用する水栓より1 m以上はなす。)
- (5) 車両等が通行しない場所。
- (6) 給水栓より低い場所。
- (7) 漏水が生じても支障がない場所。
- (8) 地盤がしっかりし、凍結を生じない場所。

2 2階建て以上の共同住宅等は、すべて1階または敷地内に設置すること。なお、集中検針装置等の設置については、水道課と協議すること。

3 水道メーターの口径選定

- (1) ϕ 13mm 1栓～8栓まで
- (2) ϕ 20mm 9栓～14栓まで
- (3) ϕ 25mm 15栓以上
- (4) 一般家庭以外は、水道課と協議し口径を決定すること。

4 ϕ 13mmから ϕ 40mmの水道メーターの前後には、ボール副止水栓(伸縮型)及び逆止弁を取り付けなければならない。(メーターユニットの使用可)

5 取付け及び取扱い上の注意

- (1) 水道メーターは、水道料金算出の基礎となる精密機器であるから、十分注意して取扱い、常に上部を上にして取付けること。
- (2) 流出方向を示す→のとおり取付けること。
- (3) 給水管内の水を放水し、雑物を除去してから取付けること。
- (4) ϕ 50mm以上の大型メーターを取付ける場合は、運搬する際には「水道メーター部」と「ストレーナ部」を分離すること。また、取付ける際もメーター設置場所で接合すること。なお、「水道メーターケース」や「ストレーナケース」に小石等が入ることの無いよう十分に注意すること。

4 3階建て建物への直結式給水

3階建て以上の中・高層建物への給水は、受水槽タンク方式とする。ただし、最少動水圧0.25MPa以上の管路で、3階建て専用住宅の場合は誓約書を提出することで直結式給水ができるものとする。

5 申込書類等

5-1 給水装置工事申込書

様式第1号（第2条関係）

給水装置 新 設
 増 設
 変 更
 撤 去 工事申込書

年 月 日

湯河原町長 様

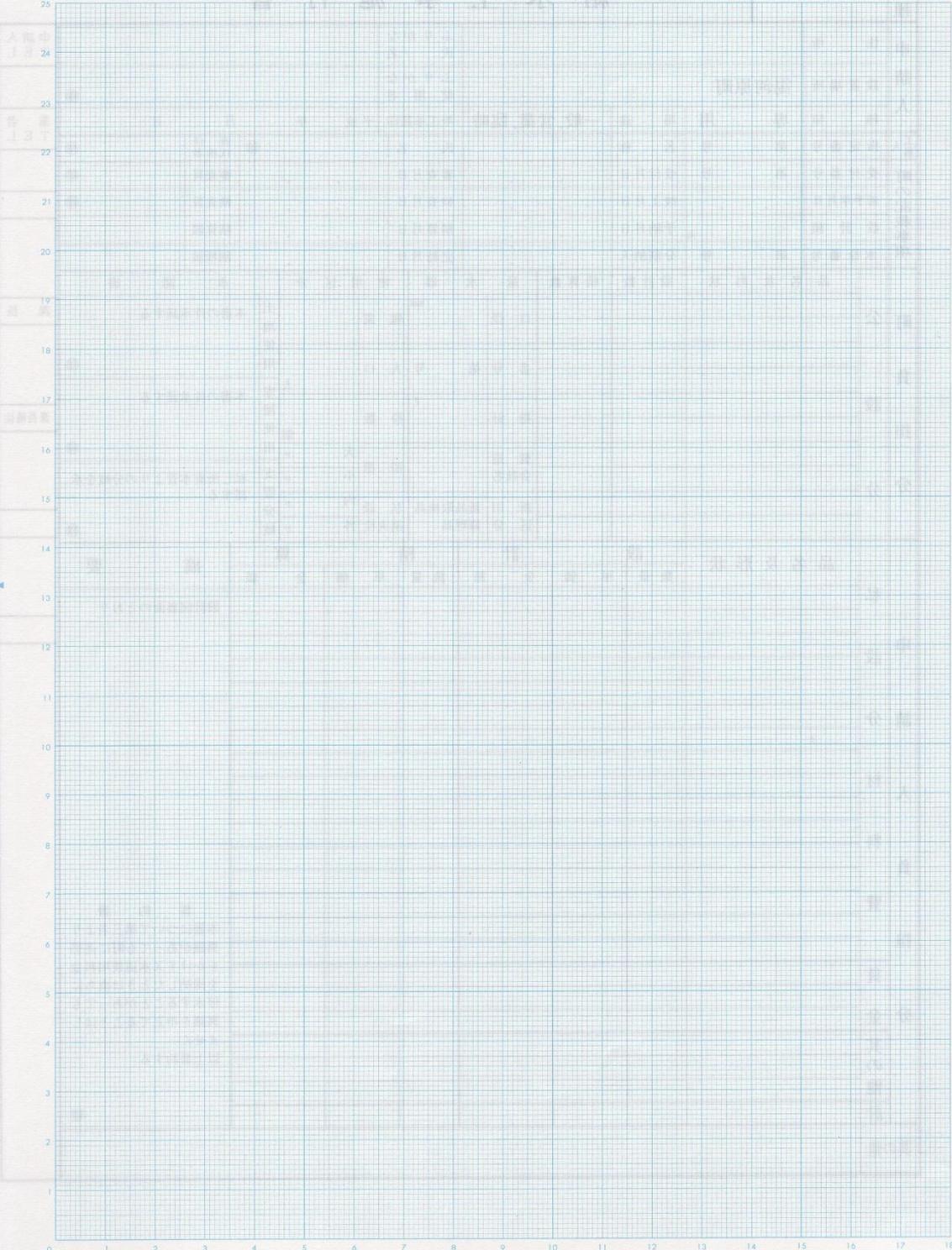
申 込 者 住 所
 氏 名
 電話番号

次のとおり給水装置の新設（増設、変更、撤去）工事をしたいので申し込みます。

給 水 装 置 場 所					
使 用 者 氏 名			所 有 者 氏 名		
用 途			世 帯 人 員		
水 栓 数		近 隣 水 圧		取 出 し 管	新 設 ・ 既 設
工 事 施 行 者				湯河原町指定給水装置 工事事業者登録番号	第 号

5-3 給水装置工事施行書 (裏面)

施 工 業 者		設 計 者		
---------	--	-------	--	--



大 間 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

新 井 中
上 3 丁

JIS-A4 1mm (250×180) コクヨ ホ-19

5 - 4 臨時給水工事申請書

臨時給水工事申請書

年 月 日

湯河原町長 様

住 所

施工業者

氏 名

(印)

申 請 場 所	湯河原町		
申 請 者 氏 名		指定給水装置 工事事業者名	
申 請 番 号	年度		
貸 出 時 指 針	m ³	口 径	YG m/m
貸 出 日	年 月 日	返 却 予 定 日	年 月 日
臨時メーター貸与の料金につきましては、別途納付書にてお支払い願います。			
備 考			

※ 尚、臨時給水工事申込書は、工事申込書と同時に提出願います。(一般住宅のみ)

5-6 加入金について

メーターの口径	加入金の額
13mm	メーター1個につき 110,000円(1~8栓まで) (申請者が町内在住または在住予定(6月いない)で、自己の居住に家事用の水道を引く場合は 33,000円)
20mm	メーター1個につき 220,000円(9~14栓まで) (申請者が町内在住または在住予定(6月いない)で、自己の居住に家事用の水道を引く場合は 66,000円)
25mm	メーター1個につき 330,000円 (一般住宅で15栓以上)
40mm	メーター1個につき 660,000円
50mm	メーター1個につき 1,100,000円
75mm	メーター1個につき 2,750,000円
100mm	メーター1個につき 5,500,000円

- 1 専用住宅の場合、申込者名等の確認は建築確認書で実施する。
- 2 一般住宅における口径の選定は、上記のとおり8栓まで13mm、9~14栓まで20mm、15栓以上の場合25mmとする。
- 3 口径25mm以上のメーターについては、町と協議するものとする。
- 4 既設メーターが付いている場合、メーターの増径による加入金の額は差額とする。ただし、別番地からのメーターの移動、口径の合算(13mm2個分を25mm1個に変更等)は認めない。
- 5 加入金の減免対象は一般住宅のみで、1申請者につきメーター1個までとし、2個目からは認めない。
- 6 共同住宅でかつ家事用の場合、加入金の額は1戸110,000円。

5-7 手数料について

区 分	金 額 (1件につき)
給水装置工事申込審査	1,000円
給水装置工事完了検査	1,000円
給水装置工事事業者の指定審査	10,000円
給水装置工事事業者の更新審査	5,000円
給水装置工事事業者指定証再交付	2,500円

※ 共同住宅等の給水装置工事完了検査手数料は、水道メーターの個数を乗じた額とする。